

# 自動車整備を行っていた工場は、 土壌汚染状況調査が必要な場合があります

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（略称：環境確保条例）や土壌汚染対策法では、「使用する塗料に含まれる鉛や六価クロム等の特定有害物質」、「塗装前処理工程等で使用する溶剤に含まれるトリクレン等の特定有害物質」の地下浸透の恐れに対して、土壌汚染の有無を調査し、その結果を区や都に報告することを義務づけています。

普段から、塗料・溶剤、バッテリーの取り扱い、塗装ブース、洗浄槽、配管からの漏れには十分注意し、地下浸透による土壌汚染の未然防止に努めていただくようお願いします。

## <環境確保条例の土壌汚染状況調査に関する義務>

### 1 誰が

- (1) 塗装前処理等でメタクレンやトリクレン等を取り扱っている方、又は取り扱ったことのある方
- (2) バッテリーの交換などを行っている方、又は行っていた方
- (3) カーエアコンのフロン回収を行っている方、又は行っていた方
- (4) ほう素を含むエンジンオイル等を使用している方、又は使用していた方
- (5) 塗料中にカドミウムイエロー、シルバーホワイト等の顔料を含むものを取り扱っている方、または取り扱ったことのある方

#### <主な特定有害物質を含む塗料>

コバルトバイオレットライト、エメラルドグリーン、オービメント、カドミウムレッド類、カドミウムイエロー類、カドミウムグリーン類、パーミリオン、クロムイエロー類、クロムグリーン類、バリウムイエロー類、ストロンチウムイエロー、ジンクイエロー、クロムパーミリオン、シルバーホワイト、ファンデーションホワイト、リサージ、シッカチーフ類

### 2 どんな時に

- (1) 自動車整備工場を廃止または建替えるとき
- (2) 塗装ブース、洗浄設備等を撤去、更新するとき

### 3 どんな物質が対象か

過去を含め、「鉛や六価クロム等の特定有害物質を含む塗料」や「前処理工程でトリクレン等」の使用、「バッテリーの取扱い」や「フロン回収」などを行っていた工場を対象となる主な物質は次のとおりです。

物質名	溶出量基準	第二溶出量基準	含有量基準	地下水基準	第二地下水基準
カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下	45 mg/kg 以下	0.003 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
六価クロム化合物	0.05 mg/L 以下	1.5 mg/L 以下	250 mg/kg 以下	0.05 mg/L 以下	0.5 mg/L 以下
トリクロロエチレン（トリクレン）	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	設定されていません	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
ジクロロメタン（メタクレン）	0.02 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下	設定されていません	0.02 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	0.3 mg/L 以下	150 mg/kg 以下	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
ほう素及びその化合物	1 mg/L 以下	30 mg/L 以下	4,000 mg/kg 以下	1 mg/L 以下	10 mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	24 mg/L 以下	4,000 mg/kg 以下	0.8 mg/L 以下	8 mg/L 以下

注意 1 トリクレンは、分解生成物についても調査対象として追加されます。

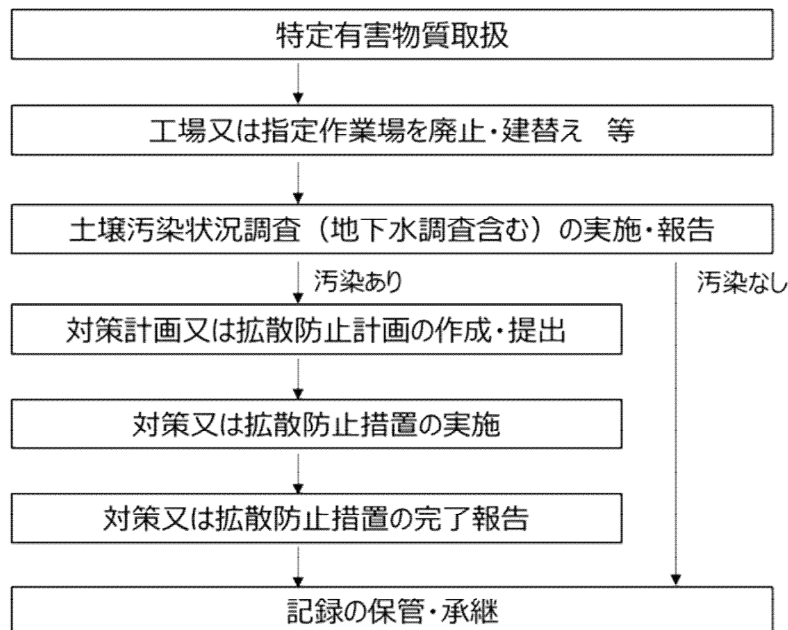
注意 2 塗料中の顔料の種類によってはセレン、水銀、砒素が対象となります。

注意 3 特定有害物質が含まれているかどうかは安全データシート（SDS）等で確認が必要です。

#### 4 どんなことを行う必要があるか

- (1) 土壌汚染の有無を確認するため、土壌汚染状況調査の実施と区への報告
- (2) 調査の結果、基準を超えた場合には汚染対策又は拡散防止の実施と区への報告

#### 5 土壌汚染状況調査・対策の流れ（概略）



※ 調査は土壌汚染対策法に基づく指定調査機関に依頼してください

※ 調査を行わず土地の譲渡等があった場合は、土地譲受者も調査の実施・報告の義務を負います

※ 汚染の有無にかかわらず、区が台帳を調整し公開します

#### < 土壌汚染対策法の土壌汚染状況調査に関する義務 >

有害物質使用特定施設（トリクレンの洗浄施設、排ガス洗浄設備等）の廃止時には、環境確保条例と合わせて土壌汚染対策法も適用され調査報告義務が生じる場合があります。

#### < 問合せ先 >

環境確保条例第 116 条、第 116 条の 2 について

江戸川区 環境部 環境課 指導係

〒132-8501 江戸川区中央 1-4-1 江戸川区役所北棟 3 階 番窓口

電話 03-5662-1995(直通)

#### 土壌汚染対策法について

東京都 環境局 環境改善部 化学物質対策課 土壌地下水汚染対策係

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 20 階

土壌汚染総合相談窓口 電話 03-5388-3468(直通)